

令和5年第5回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議 題	
第82号議案	令和5年度春日井市一般会計補正予算（第6号）……………	1
第83号議案	令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算 （第1号）……………	7
第84号議案	令和5年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）…	9
第85号議案	春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について…	10
第86号議案	春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について……………	13
第87号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について……………	31
第88号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部を改正する条例について……………	33
第89号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例について……………	35
第90号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例について……………	38
第91号議案	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対 する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条 例について……………	45
第92号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について…	47
第93号議案	春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	51
第94号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例について……………	53
第95号議案	春日井市中小企業振興基本条例について……………	55
第96号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条 例の一部を改正する条例について……………	61
第97号議案	春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定につい て……………	63
第98号議案	春日井市ふれあい農業公園の指定管理者の指定につい て……………	64
第99号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	65

第100号議案	春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について…	66
第101号議案	春日井市西藤山台運動交流ひろばの指定管理者の指定 について……………	67
報告第 41 号	令和 5 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 1 号）の専決処分について……………	69

第 82 号議案

令和 5 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度春日井市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 796,845 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 119,504,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,499,832	126,750	18,626,582
	1 国庫負担金	14,844,273	126,750	14,971,023
17 県支出金		8,519,718	3,669	8,523,387
	2 県補助金	2,475,357	3,669	2,479,026
20 繰入金		6,243,374	511,456	6,754,830
	1 繰入金	6,243,374	511,456	6,754,830
22 諸収入		3,543,339	28,970	3,572,309
	5 雑収入	2,581,705	28,970	2,610,675
23 市債		11,216,400	126,000	11,342,400
	1 市債	11,216,400	126,000	11,342,400
歳入合計		118,707,958	796,845	119,504,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		458,150	3,111	461,261
	1 議会費	458,150	3,111	461,261
2 総務費		10,504,148	266,298	10,770,446
	1 総務管理費	8,527,098	243,812	8,770,910
	2 徴税費	1,006,435	5,680	1,012,115
	3 戸籍住民基本台帳費	633,215	28,520	661,735
	4 選挙費	240,218	△ 13,000	227,218
	5 統計調査費	27,437	700	28,137
	6 監査委員費	69,745	586	70,331
3 民生費		54,160,748	382,053	54,542,801
	1 社会福祉費	28,512,923	52,927	28,565,850
	2 児童福祉費	20,391,599	145,726	20,537,325
	3 生活保護費	5,254,726	183,400	5,438,126
4 衛生費		13,374,761	35,520	13,410,281
	1 保健衛生費	6,619,172	18,900	6,638,072
	3 清掃費	6,385,884	16,620	6,402,504
6 農林水産業費		341,931	5,223	347,154
	1 農業費	294,590	5,223	299,813

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		2,896,953	1,780	2,898,733
	1 商 工 費	2,896,953	1,780	2,898,733
8 土 木 費		11,644,032	12,114	11,656,146
	1 土 木 管 理 費	973,198	250	973,448
	3 河 川 費	536,532	△ 1,420	535,112
	4 都 市 計 画 費	7,904,395	10,229	7,914,624
	5 住 宅 費	373,874	3,055	376,929
9 消 防 費		5,118,666	7,740	5,126,406
	1 消 防 費	5,118,666	7,740	5,126,406
10 教 育 費		11,883,428	83,006	11,966,434
	1 教 育 総 務 費	1,539,361	19,600	1,558,961
	2 小 学 校 費	3,109,808	6,300	3,116,108
	3 中 学 校 費	1,369,776	2,984	1,372,760
	4 社 会 教 育 費	2,682,082	51,520	2,733,602
	5 学 校 給 食 費	3,182,401	2,602	3,185,003
歳 出 合 計		118,707,958	796,845	119,504,803

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	西部ふれあいセンター 冷温水発生機更新工事	140,000
民生費	児童福祉費	大手子どもの家整備	3,600
土木費	道路橋りょう費	道風線地下道排水ポンプ更新工事	32,800

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
大手子どもの家借上	令和6年度～令和11年度	70,000
市道整備事業	令和6年度	140,000

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等 整備事業	151,600	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	政府そ 他の金 融機関の 資金につ いては、 その融資 条件によ る。ただ し、財政 の都合に より据置 期限及び 償還期限 を短縮若 しくは繰 上償還又 は低利に 借り換え ることが できる。	277,600	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ

第 83 号議案

令和 5 年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度春日井市春日井市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条第 4 号に定めた資産整備費の業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
資産整備費	608,664千円	231,000千円	839,664千円

（収益的支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 病院事業費用	20,197,497千円	353,741千円	20,551,238千円
第 1 項 医業費用	19,568,303千円	325,601千円	19,893,904千円
第 2 項 医業外費用	629,191千円	28,140千円	657,331千円

（資本的支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,479,669 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,477,640 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,029 千円」を「不足する額 1,710,669 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,707,947 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,722 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,769,903 千円	231,000 千円	2,000,903 千円
第1項 建設改良費	717,234 千円	231,000 千円	948,234 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のとおり改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,888,154 千円	244,601 千円	10,132,755 千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第9条中「4,584,800 千円」を「4,673,900 千円」に改める。

(重要な資産の取得の補正)

第7条 予算第10条の表に次のように加える。

器 械 備 品	手術支援ロボット	一 式
---------	----------	-----

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 84 号議案

令和 5 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度春日井市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 5 年度春日井市水道事業会計予算第 11 条を第 12 条とし、第 6 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
上水道送水管布設工事 （神屋町外 1 町）	令和 6 年度	297,500
上水道配水管布設替工事 （白山町その 2）	令和 6 年度	123,600
上水道配水管布設替工事 （神屋町）	令和 6 年度	118,800
水道料金等納入通知書等 作成業務	令和 6 年度	16,500

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 85 号議案

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例

春日井市事務分掌条例（昭和47年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 企画経営部

第1条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) DX推進部

第1条第5号を次のように改める。

(5) いきがい創生部

第1条第7号を次のように改める。

(7) こども未来部

第2条（見出しを含む。）中「企画政策部」を「企画経営部」に改め、同条第6号中「デジタル化の推進」を「財政運営」に改め、同条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 公有財産の管理に関する事。

第4条を削り、第3条第7号中「情報システム」を「契約及び建設工事の検査」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（DX推進部の事務）

第3条 DX推進部は、次の事務をつかさどる。

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事。

(2) 情報システムに関する事。

第5条第1号中「市民活動」を「地域コミュニティ」に改め、同条第2号中「男女共同参画」を「消費生活及び市民相談」に改め、同条第3号中「消費生活」を「多様性社会に係る施策の推進」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 男女共同参画に関すること。

第5条に次の1号を加える。

(8) 市税の賦課及び収納に関すること。

第6条（見出しを含む。）中「文化スポーツ部」を「いきがい創生部」に改め、同条中第2号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 市民のいきがいづくりについての総合的企画調整及び推進に関すること。

(2) 生涯学習の推進に関すること。

(3) 市民活動の推進に関すること。

第8条（見出しを含む。）中「青少年子ども部」を「こども未来部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（春日井市道風記念館条例の一部改正）

2 春日井市道風記念館条例（昭和56年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条中「文化スポーツ部」を「いきがい創生部」に改める。

説 明

この案を提出するのは、行政課題に的確に対応する行政組織の整備を行うため必要があるからである。

第 86 号議案

春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日井市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第22条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任用 短時間勤務 職員の 外職		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	

39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				

87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700円	216,200円	256,200円	275,600円	290,700円	316,200円	358,000円	391,200円	442,400円
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。									

別表第2 (第4条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100	592,900
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200	596,500
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300	600,100
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400	603,700
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300	607,100
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700	610,000
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100	612,900
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500	615,800
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700	618,500
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200	620,500
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700	622,500
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200	624,500
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700	626,500
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800	627,900
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900	629,500
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800	631,100
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000	632,800
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000	634,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000	635,800
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000	637,300
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000	638,800
	22	335,000	403,900	453,300	517,700		
	23	338,400	405,500	455,600	519,500		
	24	341,700	407,100	457,800	521,300		
	25	345,000	408,800	459,800	522,900		
	26	347,500	411,000	462,100	524,700		
	27	350,000	413,100	464,300	526,500		
	28	352,300	415,100	466,600	528,300		
	29	354,400	417,200	468,700	529,900		
	30	356,100	419,300	470,900	531,700		
	31	357,800	420,900	473,200	533,500		
	32	359,600	422,600	475,300	535,300		
	33	361,500	424,500	477,100	536,900		
	34	363,700	426,000	479,200	538,700		
	35	365,800	427,800	481,300	540,400		
	36	367,800	429,600	483,300	542,100		
	37	369,700	431,500	485,400	543,700		
38	371,900	433,500	487,100	545,300			

39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	574,100
67		471,900	523,700	575,000
68		472,500	524,600	575,900
69		472,800	525,500	576,800
70		473,400	526,300	577,700
71		474,100	527,200	578,600
72		474,800	528,100	579,500
73		475,200	528,900	580,400
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	

	87		482,800	541,000			
	88		483,300	541,900			
	89		483,800	542,700			
	90		484,400	543,600			
	91		485,000	544,500			
	92		485,400	545,400			
	93		485,900	546,200			
	94		486,500	547,100			
	95		487,100	548,000			
	96		487,600	548,900			
	97		488,100	549,700			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300円	339,700円	394,300円	467,400円	567,400円	592,300円
備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。							

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任用 短時間勤務 職員の 外職		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	

40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			

88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		189,700円	216,300円	244,500円	257,900円	283,100円	323,900円
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。							

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 時勤 間職 務員 以外 職		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900	

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	236,100円	256,400円	263,600円	273,800円	290,100円	327,300円	371,800円
備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。							

第2条 春日井市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第13条の3 住居その他これに準ずるものとして市長が規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

別表第4特殊手当の項に次の1号を加える。

(6) 建築主事の業務に従事した場合	日額250円	
--------------------	--------	--

(春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条ただし書及び附則第8条中「255,200円」とあるのは「236,700円」を「256,200円」とあるのは「237,700円」に、「274,600円」を「275,600円」に改める。

円」に、「241,200円」を「242,200円」に、「289,700円」を「290,700円」に、「245,600円」を「246,600円」に、「315,100円」を「316,200円」に、「250,100円」を「251,200円」に、「356,800円」を「358,000円」に、「255,600円」を「256,800円」に、「389,900円」を「391,200円」に、「272,000円」を「273,300円」に、「441,000円」を「442,400円」に、「311,000円」を「312,400円」に、「296,200円」を「297,300円」に、「294,100円」を「295,200円」に、「338,600円」を「339,700円」に、「336,700円」を「337,800円」に、「393,000円」を「394,300円」に、「392,900円」を「394,200円」に、「243,500円」とあるのは「236,700円」を「244,500円」とあるのは「237,700円」に、「256,900円」を「257,900円」に、「254,800円」を「255,800円」に、「282,100円」を「283,100円」に、「273,700円」を「274,700円」に、「322,800円」を「323,900円」に、「305,800円」を「306,900円」に、「365,000円」を「366,200円」に、「339,800円」を「341,000円」に、「235,100円」を「236,100円」に、「223,400円」を「224,400円」に、「255,400円」を「256,400円」に、「238,800円」を「239,800円」に、「326,200円」を「327,300円」に、「315,700円」を「316,800円」に、「370,600円」を「371,800円」に、「347,300円」を「348,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条及び第23条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「令和4年改正条例」という。）の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条及び第23条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和5年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の令和4年改正条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の令和4年改正条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の令和4年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

(手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定による改正後の第13条の3及び別表第4の規定は、令和6年4月1日以後の勤務に係る手当について適用する。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する等のため必要があるからである。

第 87 号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日井市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、市長等の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

第 88 号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年春日井市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

第 89 号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例について

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条中「第7条の2の規定が適用される職員及び」を削る。

第2条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任

期付職員条例」という。)第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の任期付職員の給与を改定するため必要があるからである。

第 90 号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条及び第25条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の125」を「100分の135」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円
1	162,100	32	206,600	63	235,800
2	163,200	33	208,000	64	236,300
3	164,400	34	209,300	65	236,800
4	165,500	35	210,600	66	237,300
5	166,600	36	211,900	67	237,800
6	167,700	37	213,200	68	238,400
7	168,800	38	214,400	69	238,900
8	169,900	39	215,600	70	239,400
9	170,900	40	216,700	71	239,900
10	172,300	41	217,800	72	240,400
11	173,600	42	218,900	73	240,900
12	174,900	43	219,900	74	241,400
13	176,100	44	220,900	75	241,800
14	177,600	45	221,800	76	242,300
15	179,100	46	222,700	77	242,800
16	180,700	47	223,600	78	243,300
17	181,800	48	224,500	79	243,800
18	183,200	49	225,400	80	244,300
19	184,600	50	226,300	81	244,700
20	186,000	51	227,200	82	245,200
21	187,300	52	228,100	83	245,600
22	189,600	53	228,900	84	246,000
23	191,800	54	229,800	85	246,400
24	194,000	55	230,700	86	246,800
25	196,200	56	231,500	87	247,200
26	197,900	57	231,800	88	247,600
27	199,400	58	232,600	89	248,000
28	200,900	59	233,300	90	248,500
29	202,400	60	233,900	91	248,800
30	203,800	61	234,500	92	249,100
31	205,200	62	235,200	93	249,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	167,200	202,800	31	211,200	242,200
2	168,600	204,400	32	212,300	243,400
3	170,000	205,900	33	213,700	244,400
4	171,400	207,300	34	215,000	245,700
5	172,700	208,800	35	216,300	246,600
6	174,500	210,000	36	217,500	247,800
7	176,200	211,200	37	218,500	249,000
8	177,800	212,400	38	219,500	250,100
9	179,400	213,800	39	220,500	251,100
10	181,100	215,300	40	221,500	252,100
11	182,700	216,800	41	222,400	253,000
12	184,600	218,300	42	223,200	253,800
13	186,000	219,700	43	224,000	254,600
14	187,800	221,200	44	224,900	255,400
15	189,800	222,700	45	225,800	256,200
16	191,600	224,200	46	226,700	257,400
17	193,500	225,500	47	227,600	258,600
18	194,700	226,800	48	228,500	259,700
19	196,200	228,200	49	229,200	261,000
20	197,600	229,500	50	230,100	262,300
21	198,800	230,600	51	231,000	263,400
22	200,300	231,700	52	231,800	264,400
23	201,700	232,800	53	232,100	265,400
24	203,000	233,900	54	232,900	266,500
25	204,600	235,000	55	233,500	267,600
26	205,600	236,200	56	234,200	268,700
27	206,700	237,400	57	234,800	269,400
28	207,800	238,500	58	235,400	270,500
29	209,000	239,500	59	235,900	271,600
30	210,100	240,800	60	236,400	272,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、管理栄養士その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	183,500	211,000	22	219,000	241,400
2	184,900	212,900	23	220,700	243,100
3	186,400	214,900	24	222,400	244,500
4	187,800	216,800	25	223,700	245,700
5	189,300	218,800	26	225,000	247,000
6	190,800	220,600	27	226,100	248,400
7	192,300	222,400	28	227,100	249,700
8	193,800	224,100	29	228,200	251,100
9	195,000	225,800	30	229,000	252,100
10	196,700	227,200	31	229,800	252,900
11	198,300	228,500	32	230,500	253,600
12	199,800	229,400	33	231,600	254,400
13	201,200	230,800	34	232,800	255,300
14	203,200	231,800	35	233,900	256,200
15	205,300	232,800	36	234,900	256,900
16	207,300	233,700	37	235,900	257,600
17	209,300	234,800	38	237,200	258,500
18	211,300	236,200	39	238,500	259,400
19	213,400	237,600	40	239,700	260,300
20	215,400	238,700	41	240,500	260,700
21	217,300	239,800	42	241,500	261,500

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条及び第25条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の130」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度給与条例」という。）第14条及び第25条の改正規定を除く。）による改正後の会計年度給与条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（会計年度給与条例第14条及び第25条の改正規定に限る。）による改正後の会計年度給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の支給の特例)

- 3 第1条の規定（会計年度給与条例第14条及び第25条の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の会計年度給与条例の規定が適用される任期が1月に満たない会計年度任用職員の第1条の規定の施行の日の前日までの間の給与については、前項の規定（会計年度給与条例第14条及び第25条の改正規定に係る部分を除く。）は適用しない。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の会計年度給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が

定める。

説 明

この案を提出するのは、一般職の常勤職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与を改定するため必要があるからである。

第 91 号議案

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣
手当等に関する条例の一部を改正する条例について

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣
手当等に関する条例の一部を改正する条例

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例（昭和38年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 92 号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例

春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「前項」を「第1項及び前項」に、「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
--	--	--	--------	--------	----	---	---	---

を

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の春日井市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に適合しないものについては、新条例第11条第1項第3号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもの

のうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

説 明

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の規制について規定を整備する等のため必要があるからである。

第 93 号議案

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例について

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市印鑑条例の一部を改正する条例

春日井市印鑑条例（昭和49年春日井市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険証、年金手帳その他」を削る。

第13条の2第1項中「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用することにより」を削り、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「を利用して」を「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、移動端末設備を用いて多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するため必要があるからである。

第94号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1「2 市長」の項中「母子・父子家庭医療費」を「医療費」に改める。

別表第2「18 市長」の項中「母子・父子家庭医療費」を「医療費」に改め、「外国人保護関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加え、同表「21 市長」の項中「外国人保護関係情報」の次に「、医療保険給付関係情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、医療費の支給に関する事務に係る個人番号の利用について、その対象を全ての事務に拡大する等のため必要があるからである。

第 95 号議案

春日井市中小企業振興基本条例について

春日井市中小企業振興基本条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市中小企業振興基本条例

私たちのまち春日井は、ものづくりの盛んな中部経済圏に位置するとともに、道路、鉄道、空港といった交通の利便性に恵まれるなど、その立地の優位性の下、多くの企業が事業活動を展開している。

その中でも特に、本市の企業のほとんどを占める中小企業は、多様な事業活動により、地域経済の活性化に寄与するとともに、雇用の場を提供し、私たちの暮らしを支え、地域に根ざした活動を通じて地域社会に貢献するなど、本市の発展に大きな役割を果たしている。

こうした中小企業の持つ力が将来にわたり十分に発揮されるよう、中小企業自らの努力に加え、春日井市、春日井商工会議所その他の中小企業に関わる全ての者が、同じ思いの下で連携し、地域全体で一体となって、中小企業の振興を力強く推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興についての基本理念を定め、市及び春日井商工会議所（以下「商工会議所」という。）の責務、中小企業者の努力、その他関係機関の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定め、これを地域社会が一体となって推進することにより、地域経済の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律

第141号)に規定する商店街振興組合その他中小企業を支援する事業を行う団体及び法人（商工会議所、金融機関及び支援機関を除く。）をいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）をいう。

(4) 支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

(1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力の下、経営の改善及び持続的な発展が図られること。

(2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、雇用の創出及び安定をもたらす等、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。

(3) 市、商工会議所、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び大学が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

（市の責務）

第4条 市は、社会経済情勢の変化に対応した適切な中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者の実態を把握するとともに、商工会議所、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学及び市民と協力して、効果的に行うものとする。

3 市は、必要に応じて、国又は愛知県に対し、中小企業の振興に関する施策を充実させるよう求めるものとする。

（商工会議所の責務）

第5条 商工会議所は、中小企業者の経営の発達、改善及び革新のための取組を積極的に行うものとする。

2 商工会議所は、中小企業者の実態を把握し、自らの事業活動に反映させるとともに、商工会議所の会員相互の関係強化の促進及び関係機関との連携を図るものとする。

3 商工会議所は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、社会経済情勢の変化に対し、自らの創意工夫の下、新事業の展開及び販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び持続的な発展を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員の労働環境の整備並びに生活及び仕事の調和に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、市、商工会議所、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び大学の事業又は制度を積極的に活用し、経営等に関する情報の収集に努めるものとする。

5 中小企業者は、商工会議所又は商店街等の団体への加入等により、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業者が経営の安定を図り、及び新事業の展開等に意欲的に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、有用な情報の提供及び経営相談を通じて、中小企業者の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第10条 支援機関は、専門性の高い支援を通じて、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学の役割)

第11条 大学は、産学官の連携を通じた技術開発、経営及び人材育成に関する総合的な支援が、中小企業の振興にとって重要なものであることを認識し、中小企業者の発展に寄与するよう努めるものとする。

2 大学は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、中小企業者が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、次に掲げる基本方針を踏まえ、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 新たな事業の創出及び中小企業者の成長を促進すること。
- (2) 企業誘致を推進するとともに、事業拡大に対応した企業立地を支援すること。
- (3) 多様な働き方及び働く機会を創出すること。
- (4) 地域の商業の活性化を促進すること。
- (5) 地域資源を活用した観光を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること。

(施策の推進)

第14条 市は、前条の施策の推進に当たっては、必要に応じ、様々な立場の者から意見を聴取する機会を設けるとともに、情報収集及び調査を実施するものとする。

2 市は、前条の施策について、春日井市商工業振興条例（昭和62年春日井市条例第13号）第9条第1項に規定する春日井市商工業振興審議会において、必要な事項を審議し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、中小企業の振興についての基本理念等を定めるため必要があるからである。

第 96 号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和41年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第6条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第20条中「第5条の3」の次に「、第6条の2」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日以後の勤務に係る在宅勤務等手当について適用する。

説 明

この案を提出するのは、春日井市職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、企業職員の在宅勤務等手当について規定を整備するため必要があるからである。

第 97 号議案

春日井市勝川駅前公営施設の指定管理者の指定について

春日井市勝川駅前公営施設について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市勝川駅前公営施設 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地
勝川開発株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

第 98 号議案

春日井市ふれあい農業公園の指定管理者の指定について

春日井市ふれあい農業公園について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 公 の 施 設 の 名 称 春日井市ふれあい農業公園
- 2 指定管理者となる団体 名古屋市中村区名駅四丁目4番10号
トヨタエンタプライズ・岩間造園共同事業体
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 99 号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

春日井市子どもの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公の施設の名称及び指定管理者となる団体

公の施設の名称	指定管理者となる団体	
	所在地	名称
春日井市鷹来子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市山王子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会
春日井市牛山子どもの家	春日井市宮町3丁目8 番地2	特定非営利活動法人学 童保育所イルカクラブ
春日井市西山子どもの家	春日井市浅山町1丁目 2番61号	社会福祉法人春日井市 社会福祉協議会

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第 100 号議案

春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

春日井市自転車等駐車場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅北口当日自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅西口自転車駐車場
春日井市高蔵寺駅南口バイク駐車場 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地
高蔵寺サイクル連合体 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

第 101 号議案

春日井市西藤山台運動交流ひろばの指定管理者の指定について

春日井市西藤山台運動交流ひろばについて次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 春日井市西藤山台運動交流ひろば |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市藤山台1丁目1番地
社会福祉法人まちスウィング |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

報告第 41 号

令和 5 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の
専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 5 年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分する。

令和5年11月14日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度春日井市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,360千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,428,894千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		17,459,378	8,360	17,467,738
	1 県補助金	17,459,378	8,360	17,467,738
歳入合計		25,420,534	8,360	25,428,894

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,483	8,360	80,843
	1 総務管理費	72,483	8,360	80,843
歳出合計		25,420,534	8,360	25,428,894

令和 5 年度

春日井市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) 説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 県支出金	17,459,378	8,360	17,467,738
歳入合計	25,420,534	8,360	25,428,894

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	72,483	8,360	80,843	8,360				
歳出合計	25,420,534	8,360	25,428,894	8,360				

(2) 歳 入

2(款) 県支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 県補助金	17,459,378	8,360	17,467,738
1(目) 保険給付費等交付金	17,459,378	8,360	17,467,738

(3) 歳 出

1(款) 総務費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 総務管理費	72,483	8,360	80,843	8,360				
1(目) 総務管理費	56,590	8,360	64,950	8,360				

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	8,360	特別調整交付金分

節		説明
区分	金額	
12 委託料	8,360	産前産後減額制度に係るシステム改修